

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

III 賃金政策

2 最低賃金の運用状況

景気動向を反映して、一般的賃金の上昇率が鈍化するにともない、中央、地方の最低賃金審議会における審議も、このところ波瀾含みとなっているが、一九八三年の最低賃金の審議は以下のように推移した。五月一六日、労働大臣から中央最低賃金審議会(中賃)にたいし「昭和五八年度地域別最低賃金額改定の目安について」諮問があった。目安は、一九七八年より全国的整合性を保つために実施されてきたが、労使の意見の隔りが大きく八一年、八二年とすでに二回、中賃は、公益委員見解を示すにとどまった。目安のあり方自身も問題となり、八二年には中賃に目安制度のあり方に関する全員協議会が設けられて検討が加えられたのであるが、今回諮問をうけた中賃では前年の検討をひきつぎ中間報告をまとめる意図のもとに、全員協議会で六月中討議をおこなった。しかし、意見の一致は得られず、中間報告は実らなかった。このため目安のランク区分(使用者は細分化を主張)は前年どおりとする等、従来方式によることとなった。目安額については、七月に入って小委員会および公益委員による各側委員との個別打ち合わせ会議がおこなわれた。目安審議の重要な資料となっている「賃金改定状況調査」(企業規模三〇人未満の事業所)によれば三・二%増であったが、労働側委員は、賃金格差縮小が最低賃金制の目的であり、これまでおこなわれてきたとして、中小企業における春の賃金交渉結果等を基礎に一律四・八%を引き上げることと主張した。使用者側は、中小企業をめぐる経済環境の悪化と支払能力の低下、最低賃金が高年齢者等の雇用に及ぼす影響が大きくなっていることなどから、本年度は据え置くべきであると主張した。最終的には小委員会は、審議経過と公益委員見解を提示するかたちで、中賃に報告することを決めた(七月二七日)。中賃も同様の内容の答申を決めた(七月二九日)。公益委員の示した目安は、ABCD四ランクについて各三・二%(日額、一〇六円、一〇三円、九八円、九三円)引き上げるものであった。

地方最低賃金審議会(地賃)レベルの審議では、労使委員がそれぞれ全国的な調整のもとに行動する傾向がみられ、審議はきびしい対立をはらむことになった。とくに、使用者側委員の欠席なども目立ち、全会一致で結論に至ったものは三県のみで、他は公・労の賛成によるものであった。改定額については、四一道府県において公益委員見解どおりとなり、上積みは六県でおこなわれた。審議は東京都をのぞき、おおむね前年より早く終了した。地域別最低賃金額は第107表のとおりである。

決定方式別の最低賃金件数は、前年とほとんど変化していない(第107表)。このうち産業別最低賃金のあり方については、一九八一年に中賃により基本方針が示され(本年鑑一九八三年版五〇〇頁参照)、八二年一月に具体的運用方針が決定をみた。現行の大きくりの産業別最低賃金は一九八五年度には廃止し、小さくりの産業ごとに、地域別最低賃金より高い水準を必要とするものについて策定する方針となっている。八三年度は食料品、繊維、機械金属の業種について調査がおこな

われ、その結果が各地賃で検討された。八四年三月現在における産業別最低賃金の平均は第108表のとおりである。

なお、八四年度地域別最低賃金について、三・一%引き上げるべきだとの公益委員見解による中賃答申が、七月二七日労働大臣に提出された。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
